

令和8年3月発行

日常生活自立支援事業 & 成年後見制度

支援者向けに
作成しています



利用検討ガイドライン





支援者のみなさまへ

このガイドラインは、担当されているご利用者さま（以下、ご本人）に判断能力の低下が見られる際にどのような社会資源があり、利用に至るまでどのような流れになるのかを知るための参考にしていただければと願い作成しています。

あわせて、支援者のみなさまがどのように関わっていただきたいのかも共通認識とすることで、ご本人が適切なサービスへスムーズに繋がると考えています。

意思決定支援においては、ひとりの支援者で進めるのではなく複数の支援者がチームとなって繰り返しご本人の意思を確認し、その意思の実現に向けて支援するしくみ（**地域連携ネットワーク**）づくりとしてこれからも研修等を開催いたしますので、積極的にご参加くださいますようよろしくお願いします。



目次

判断能力の状況に伴うフロー図	
意思決定支援	p 01
地域連携ネットワーク	p 02
日常生活自立支援事業	p 03
利用対象者	
利用対象とならない例	
事業内容	
利用料金	
契約締結までの流れ	
解約について	
日常生活自立支援事業の相談窓口	
成年後見制度	p 10
理念	
法定後見制度	p 11
法定後見制度に繋がる事例	
代理権の必要性について	
チームによる法定後見制度の利用検討	
法定後見制度の利用で成年後見人等ができること・できないこと	
法定後見制度の手続き	
1. 申立人の決定（申立人になれる人）	
本人申立・親族申立をする際の確認	
成年後見制度の利用検討や申立てが滞っている場合	
市町村長による申立について	
2. 本人情報シートの作成	
3. 診断書取得	
4. 後見人等候補者選定	
主な後見人の特性	
市民後見人の検討	
和泉市で市民後見人になるには	
5. 申立書類作成	
6. 申立書類提出・面談・鑑定	
7. 審理・審判	
8. 審判確定	
任意後見制度	p 22
任意後見契約の流れ	
任意後見契約とよく併用される契約	p 25
見守り契約	
任意代理契約（財産管理等委任契約）	
死後事務委任契約	
遺言	
成年後見制度に関する相談窓口	p 26
認知症または65歳以上の方（地域包括支援センター）	
障がいをお持ちの方（和泉市障がい者基幹相談支援センター）	
市民後見人及び親族後見人等の相談窓口（いずみ成年後見人サポートセンター）	p 27
専門相談（親族後見人等のみ）	



中核機関の設立と市民後見人の育成



令和8年度まで第2期成年後見制度基本計画が進められている中で、和泉市でも2024（令和6）年10月から中核機関が設立されました。和泉市の中核機関は、市（高齢介護室・障がい福祉課・福祉総務課）・地域包括支援センター・和泉市障がい者基幹相談支援センター・いずみ成年後見人サポートセンターを中心に、判断能力が十分でない方の社会資源の中に法定後見制度を必要とされている方が適切かつスムーズにご利用できるよう、市民や支援のみなさまに法定後見制度の概要を周知しています。そして、法定後見制度を利用することでどのように生活が変わるのか検討できる体制を整えているところです。

そのためにも、広報機能以外に意思決定支援や地域連携ネットワーク構築に向けて相談支援体制においても複数の支援者がご本人の意向を確認しながら迅速に対応し、法定後見制度の利用後には後見人等とも連携できるよう研修を開催しながら強化しております。

あわせて、市民のみなさまが地域福祉活動として後見活動を担う市民後見人の養成及び普及にも力を入れ、判断能力が低下してきても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくりとなるよう、地域の方のご協力をいただきながら自分が当事者になった時も暮らしたいと思えるまちを目指しています。

地域包括支援センター

所管： 高齢介護室

対象：認知症および65歳以上の方
成年後見制度の利用及び後見人等への苦情相談窓口

和泉市障がい者基幹相談支援センター

所管： 障がい福祉課

対象：障がいをお持ちの方
成年後見制度の利用及び後見人等への苦情相談窓口

いずみ成年後見人サポートセンター

所管： 福祉総務課

対象：親族で成年後見人等に選任されている方、
市民後見人バンク登録者
既に成年後見人等で活動されている親族の方の相談窓口
市民後見人バンク登録者への研修及び後見活動のサポート



このフロー図は、主に高齢の方や障がいのある方がご自身の生活や財産の管理について支援を必要とする際に、
どの制度を選択するかを検討するための一例です。

判断能力の状況

ご本人の判断能力は十分ですか？

はい

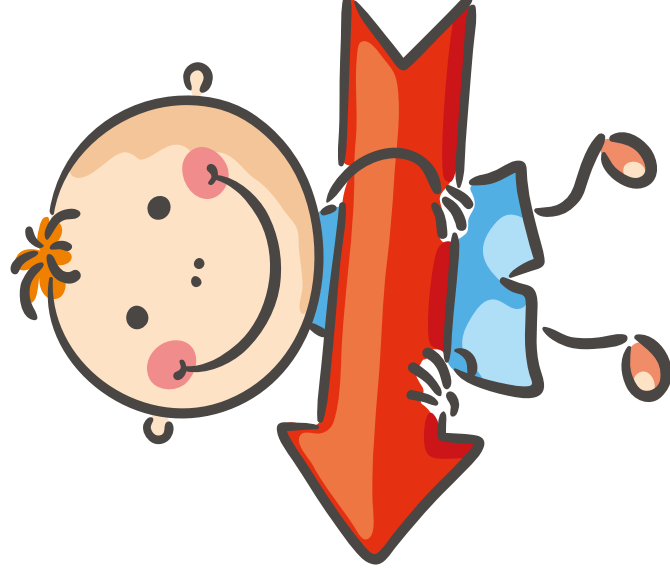
いいえ

判断能力が十分な場合(将来に備える／現在の任意での契約)

- 将来、判断能力が低下した時に備えたい
⇒ **任意後見契約** ————— p 22
- 現在の財産管理や契約をサポートしてほしい
⇒ **財産管理等委任契約** ————— p 25
- 日常的な生活状況の確認や安否契約をしてほしい
⇒ **見守り契約** ————— p 25
- 死後の葬儀や諸手続きを任せたい
⇒ **死後事務委任契約** ————— p 25
- 死後の財産の分け方を指定したい
⇒ **遺言** ————— p 25

判断能力が不十分な場合（すぐにも支援が必要）

- 日常生活に必要な福祉サービス利用の援助や金銭管理の支援を受けたい
⇒ **日常生活自立支援事業** ————— p 03
- 精神上的の障がい（認知症、知的障がい、精神障がいなど）により、ご自身の財産管理や契約が困難な状況ですか？
⇒ **法定後見制度** ————— p 10



意思決定支援

～いずれ私たちも支援を受ける側(ご本人)に～

わたしたちは、さまざまな生活の場面において重要な岐路では自ら選んで決めた生活を繰り返し送っています。

支援者として「責任」や「保護」が優先され、先を見通して安全な方法を効率よく案内しがちですが、**支援者の価値観で支援するのではなく「ご本人の希望や気持ちに寄り添って支援している人」の立場になっているかを常に立ち返ることが大原則となります。**

わたしたちでも即決は後悔することがありますが、判断能力が低下していれば尚更急ぎで物事を決断しなくて済むよう早い段階から情報提供をし、常に「ご本人はどう思っているのか」を中心に今後の人生をどのように生きたいか、そのためにどのようなサポートが必要なのか時間をかけて繰り返し確認します。

意思形成支援

これまで自分の考えを聞かれたことがなくて意思を持つ機会がなかった場合もあり得ます。

ご本人の意思を引き出すには、日頃から好きなことなどを話していただくことで、ご本人にも「こういうことを話して良いんだ」と自信を持つことができます。

また、ご本人の好みを知ることで、将来意思表示が難しくなった時でもわたしたちがご本人の価値観を見極めていく情報として参考になります。

意思表示支援

「わかった」が本当に納得しているのか、話が進まなくてその場限りの答えなのか本当の思いを繰り返し確認します。

人・場所・時間帯などご本人が本音を話しやすい環境設定が必要です。

支援者側の意見の誘導にならないよう、言葉だけでなく表情や機嫌などでも確認します。

意思実現支援

最初から支援者に「無理」と言われると、実現されないことから「言っても叶わない」と諦めてしまい、だんだん意思を持たなかったり表出されにくくなります。

客観的に不要と思うことでも、ご本人の人生ですので、ご本人や周りに危害が及んだり取返しがつかないことが想定されない限り、実現に向けてのサポートが求められます。



地域連携ネットワークの構築

ご本人がどのように生活をしたいのか意思を引き出し、その意思の実現のためにどのようにサポートできるのかということを**支援者がひとりで考え行うのではなく、複数の支援者がチームとなって支援するしくみ**（地域連携ネットワーク）が求められています。

特に意思決定支援における意思形成支援・意思表示支援・意思実現支援に向けて集めた情報を共有します。

また、意思実現をしてご本人が困った時は、どのように支えていくのかもご本人の意思を確認しながらチームで検討していく必要があります。

ご本人の意思確認を行う時のルール

ご本人を交えて今後の話を確認する際にも、先に支援者の考えを述べるとご本人は言いづらくなります。

チームミーティングを行う際は、まず先にご本人の想いをお聞きしてからどのように支援していけるのかを考えます。

厚生労働省の「成年後見はやわかり」というホームページで意思決定支援の考え方や事例を学ぶことができます。また、動画でも常に話の真ん中にご本人が入れているかを確認するためにルールを掲げていますので、ぜひご参照ください。

URL <https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/awareness/>

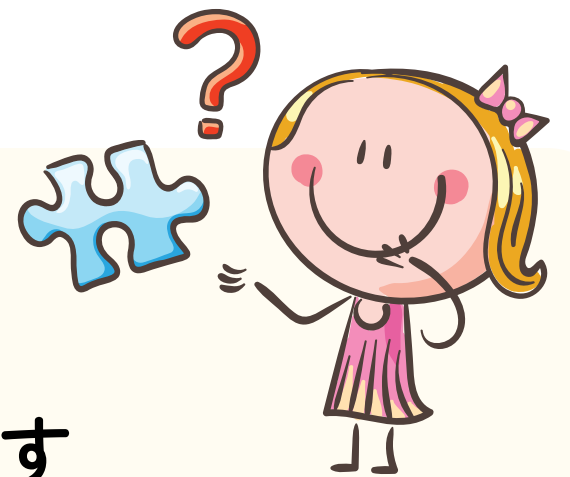


日常生活自立支援事業



判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。
実施主体は市区町村の社会福祉協議会となり、ご本人と契約するためお申込時にはご本人がおおむね本事業を理解し利用意思があることが前提となります。

この事業は、認知症や障がいにより判断能力が十分でない方の生活や金銭管理を支える権利擁護支援であると同時に、ご本人自身による決定をお手伝いする意思決定支援です。



このような相談に対応しています

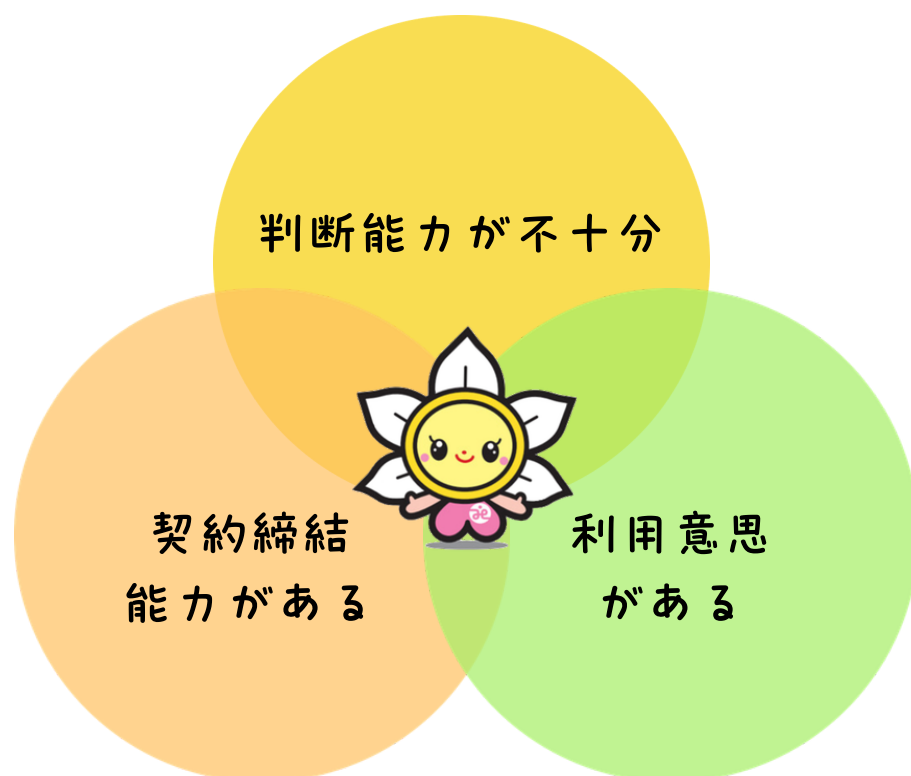
- ★ 郵便物がたまっていて、内容理解も困難…
- ★ 新しいサービスを利用するのに不安がある…
- ★ 行政手続きが苦手で市役所に何度も訪問している…
- ★ 生活保護受給者の収入申告等が自分では難しい…
- ★ 施設入所することになったが、その施設では金銭管理が任せられない…
- ★ 自分では「管理できる」と言っているが、実際には電気代や福祉・介護サービスの利用料や医療費等が支払えていない…
- ★ 今まで世話していた親族が体調不良で支援が困難になった…
- ★ 同居の家族と本人のお金の整理をして管理してほしい…など



利用対象者

下記すべてに当てはまる方が対象となります。

- 認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方などのうち、判断能力が十分ではない方 ※1
- 本事業のサービスをおおむね理解し、利用意思を示すことができる方



※1 診断書や障がい者手帳がなくても判断能力の低下が認められるエピソードを具体的に示していただくことで、本事業利用に至る場合もあります。

★和泉市に住民票があっても、他市町村へ入院・入所が長期と予測される場合はご本人がいる市町村社会福祉協議会が窓口となります。

他市町村での居住・滞在が一時的で和泉市に戻る予定がある場合は本会が窓口となります。

申込み及び待機期間中に居住地の変更がございましたら、本会へご相談ください。

利用対象とならない例

- 判断能力の低下がみられない場合
- 本事業の概要を理解できない場合
- 本事業の利用意思がない場合
- 1,000万円を超える金銭の管理が必要な場合
- 意思が頻繁に変化する場合
- 借金等の返済の目途が立っていない・返済を考えていない場合
- 相談なく不要な買物や契約をする場合(スマホ決済等を含む)
- 支援計画を守ることができない場合 など



事業内容

基本 サービス



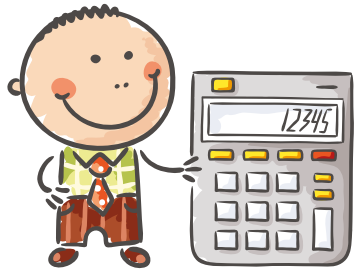
福祉サービス利用援助

- ① 福祉サービスについて利用または解約に必要な手続き
- ② 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③ 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ④ 住宅改修、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

※ご利用者の自己決定を尊重するために、「相談・助言」「情報提供」「連絡調整」を中心に支援し、自ら各種の手続きを行えるように支援することが基本です。

※施設の入所や病院への入院に関して契約の代理や身元引受人になることは事業対象外です。

選べる サービス



日常的金銭管理

- ① 年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日常の生活費(食費、日用品費、家賃等)を支払う手続き
- ⑤ ①～④のために必要な通帳(日常金銭管理用の通帳・100万円まで)の預かり
- ⑥ ①～④に支払いにかかわる預貯金の払戻、預貯金の解約、預貯金の預け入れの手続き

定期預金通帳や書類等の預かり

金融機関の貸金庫で
保管します。



- ① 年金証書
- ② 日常金銭管理用の通帳を除く預貯金の通帳(日常生活に必要な支払いのための取り崩しが予測される場合で、日常金銭管理用の通帳を含め、おおむね1,000万円を超えない範囲)
- ③ 権利証
- ④ 契約書類
- ⑤ 保険証書
- ⑥ 実印や銀行印
- ⑦ その他、日常金銭管理用通帳のカードなど相当と認めた書類

利用料金



ご本人の所得、利用するサービスに応じて変わります。

令和8年3月現在

福祉サービス利用援助サービス 日常金銭管理サービス	階層別基準		月会費	利用料 (1回あたり)
	A階層	生活保護受給者	100円	0円
	B階層	当該年度住民税非課税世帯	250円	450円
	C階層	当該年度住民税 140,000円以下	250円	850円
	D階層	当該年度住民税 140,001円以上	400円	1,800円

通帳・証書類等預かりサービス	階層に関係なく貸金庫利用料として ※利用される方のみ	月額利用料
		250円

サービス実施に伴う費用	(契約諸費用) ⇒ 契約時における診断料等の諸費用	実費 (利用者負担)
	(金銭管理) ⇒ 振込等の実費、その他諸費用	

契約締結までの流れ

専門員が契約や支援計画を作成し、その計画に基づいて支援員が定期的に訪問します。
契約に至るまでにおおむね1～2か月ほど期間を要します。

※専門員は、ご本人と初対面で利用意思や生活状況の確認を行います。
ご本人は慣れた支援者がいない場では不安になられることも多くあるため、精神的な負担の軽減及びフォローのためにも支援者の立ち会いのご協力をお願いします。

《利用契約までの過程(契約準備)》

現在待機者が
いらっしゃいますので、
申込後順番が来るまで
お待ちいただくこと
になります。

事業説明と利用意思の確認・利用申込書の記入

⇒前回の聞き取りを覚えているか・利用意思に変わりがないかの確認

(1週間ほど空ける)

契約締結判定ガイドライン①

⇒生活歴の記憶や妥当な判断ができているかの確認、生活状況の聞き取りなど



(1週間ほど空ける)

契約締結判定ガイドライン② ⇒利用意思の再確認など

★契約締結判定ガイドラインとは??

ご本人に

事業の契約締結能力があるかどうか
＝契約内容を理解できるかどうか

1. 名前、年齢、住所等基本情報の確認
2. 今の生活の困りごと
3. 預貯金の出し入れ状況
4. 今後の生活における要望や希望
5. 支援計画案の提示
6. 先日の話を覚えているか など

ご本人に

事業の利用意思があるかどうか
＝利用したいと思っておられるかどうか

1. サービス利用を希望した経緯
2. ご本人の利用したい気持ち
3. その気持ちに変化はないか など

※支援者全員が利用を勧めても、
**ご本人に利用意思がなければ、
契約は締結できません。**

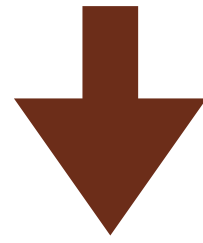
大阪府社会福祉協議会へ審査依頼(結果が出るまで約2～3週間かかります)

契約締結・支援計画(訪問回数や生活費の金額設定等)の作成

支援開始

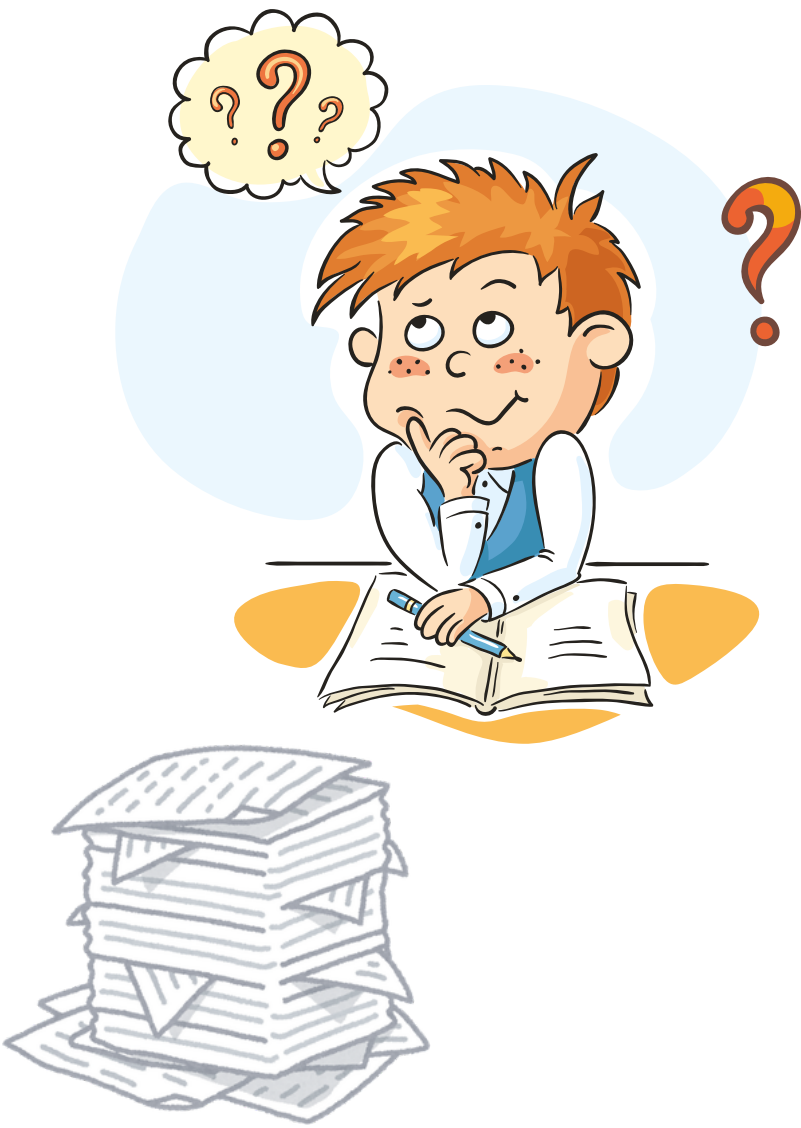
Aさんの場合

役所や年金事務所からの書類が分からず
そのままにしている…



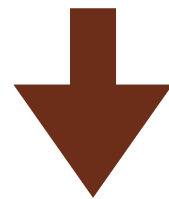
福祉サービス利用援助の利用のみ

定期的に訪問し郵便物を
分かりやすく説明します。
必要な手続きを伝えたり代行することで
期限内に提出ができます。



Bさんの場合

年金や生活保護費が入るとすぐに使ってしまい、
公共料金等支払いが滞る…

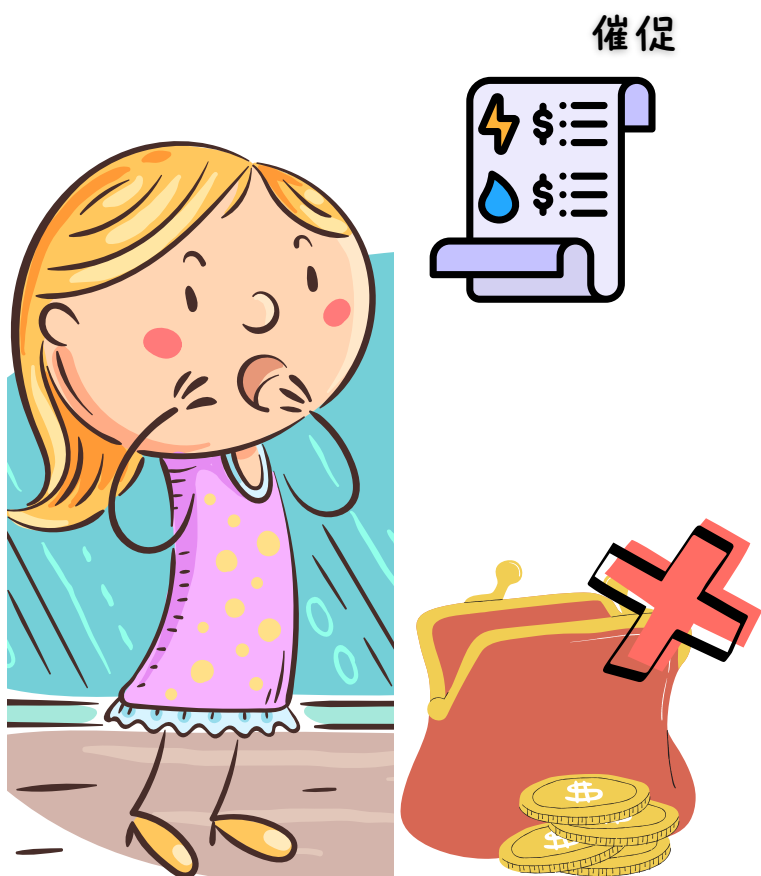


<プラン1> 福祉サービス利用援助 の利用のみ

金銭は自己管理のまま月1回程度訪問し
計画的に使える生活費の相談・確認ができます。

<プラン2> 金銭管理サービスも利用

上記相談に加え、通帳や銀行印をお預かりし、
話し合った支援計画に基づいて
定期的に生活費をお届けします。



解約について



ご本人が解約希望を申し出れば、基本的には解約を検討することになります。
但し、ご本人は判断能力が十分ではないということからすぐに解約とはなりません。
しかし、一貫した希望がある場合などは、最大限に意思を尊重し、関係機関のみなさまと今後の支援について調整がつけられれば早期の解約もあり得ます。

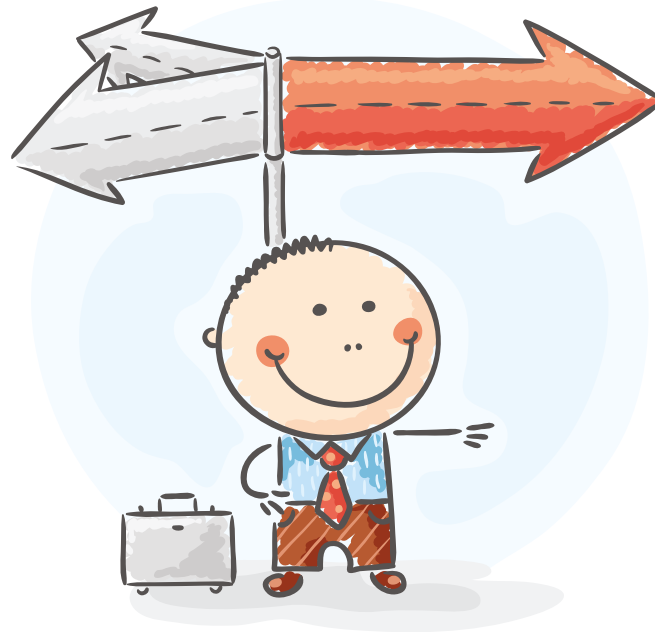


日常生活自立支援事業から成年後見制度利用の必要性

ご本人に契約能力があっても、

- 相続の発生、不動産の売買、1,000万円を超える財産の管理や頻繁な悪質商法の被害等に対し、広範な代理権や同意権・取消権の設定が必要な場合
- ご本人への虐待や財産侵害があり、法的権限を持った代理人が介入しなければ被害の抑止が困難な場合

日常生活自立支援事業



成年後見制度



日常生活自立支援事業の相談窓口

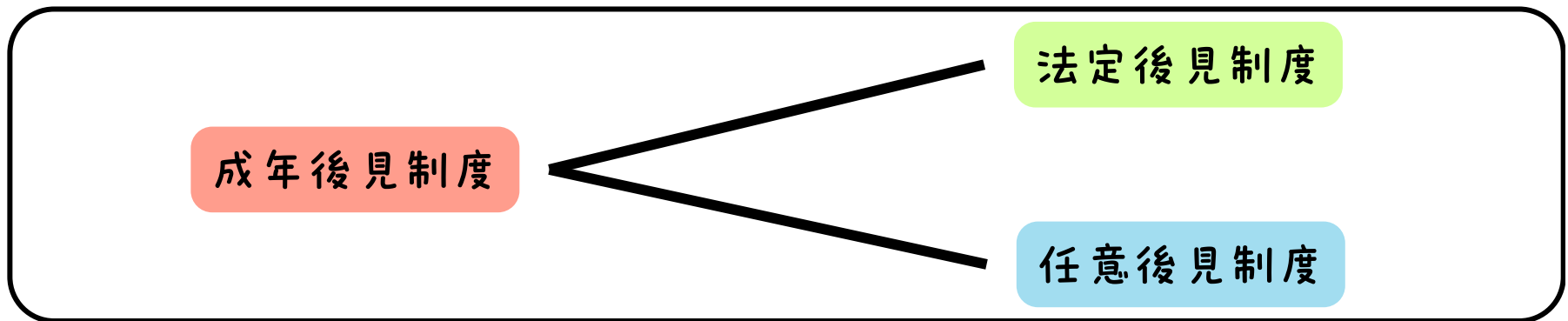
和泉市社会福祉協議会(生活支援係・日常生活自立支援事業担当)
住所：幸二丁目5番16号
☎(0725)45-3150 受付時間：平日9:00～17:00

成年後見制度



認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない方(=ご本人)が自分で決めた暮らしが送れるよう意思を汲みながら第三者(=後見人等)がお手伝いするしくみです。

今すぐ保護が必要な人が利用する「**法定後見制度**」と、今は自分で行えているが将来判断能力が十分でなくなった時のことを考えて契約する「**任意後見制度**」の2つをあわせて成年後見制度といいます。



理念

本人保護(判断能力が不十分な方が安心して生活できる基盤の確保)の理念を源とし、自己決定の尊重・現有能力の活用・ノーマライゼーションを理念としています。

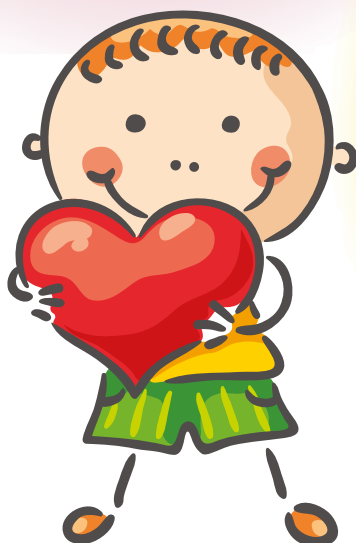


「ノーマライゼーション」

地域社会の一員として
地域の中でその人らしく
生活できるように
サポートします。

「自己決定の尊重」

本人が「どうしたいか」
という意思を最大限に
尊重します。



「現有能力の活用」

本人に残されている
判断能力・できること・得意な
ことを正しく評価し、最大限に
活かしながら生活できるように
サポートします。

法定後見制度

任意後見契約がある場合は、原則任意後見契約が優先されます。

成年後見制度（法定後見制度）に繋がる相談事例

- ★ 詐欺被害に遭っている
- ★ 入院や施設入所の契約など手続きができない
- ★ 相続：相続放棄、遺産分割協議が必要になる
- ★ 搾取：親族や知人にお金を勝手に使われている
- ★ 障がいを持つ子：日常の世話が困難、親亡き後が不安
- ★ 訴訟：物件の差し押さえ、支払いの滞納がある

（例）年金があるのにお金がない・・・

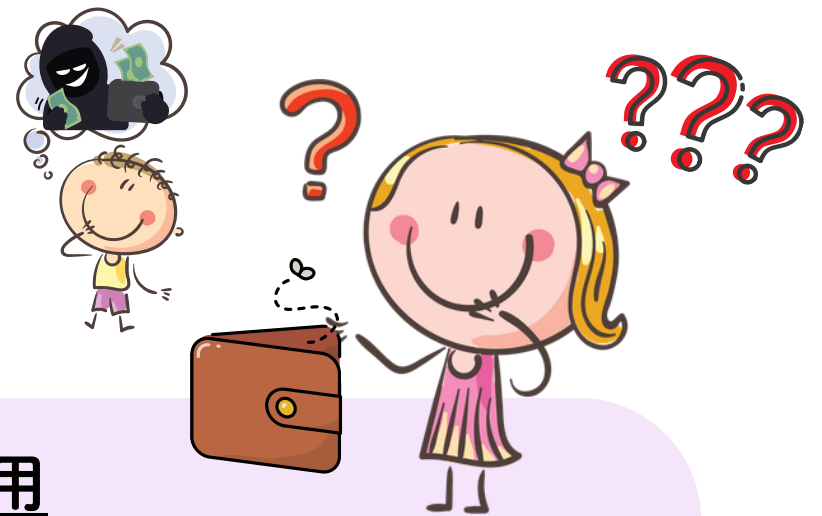
Cさんの場合

浄水器販売や健康食品等の訪問販売と次々購入して赤字になっている・・・



Dさんの場合

親族に勝手にお金を使われている・・・



法定後見制度の利用

法定後見制度を申立て、成年後見人を選任。

Cさんの場合

成年後見人が訪問販売の契約を解約し、選任後の新たな契約は取り消すことができた。

Dさんの場合

成年後見人がご本人名義の口座を管理することで、ご本人のために使えるようになった。



代理権の必要性について

意思決定支援はもちろん必要ですが、後見人等のご本人の権利を代わりに行うことができ、しまうことになるので、ご本人にとっては自分の権利を誰かが代わりに行えてしまうということになります。

そのため、ひとつひとつ権限の確認を行うため申立書類のボリュームは多くなりますが、簡素化はできません。作成時は先を見据えてすべての項目にチェックを入れるのではなく、いま必要な権限のサポートだけを家庭裁判所へ申立て、新たに必要になった際に再度申立てる手順となります。

チームによる法定後見制度の利用検討

支援者が単独で支援・解決するのではなく、複数支援者と情報共有を行いながら多角的に今後の支援の方向性を検討していただくことになります。

法定後見制度を使うことでどのように生活が変わるのか、利用のメリットを話し合う必要があります。

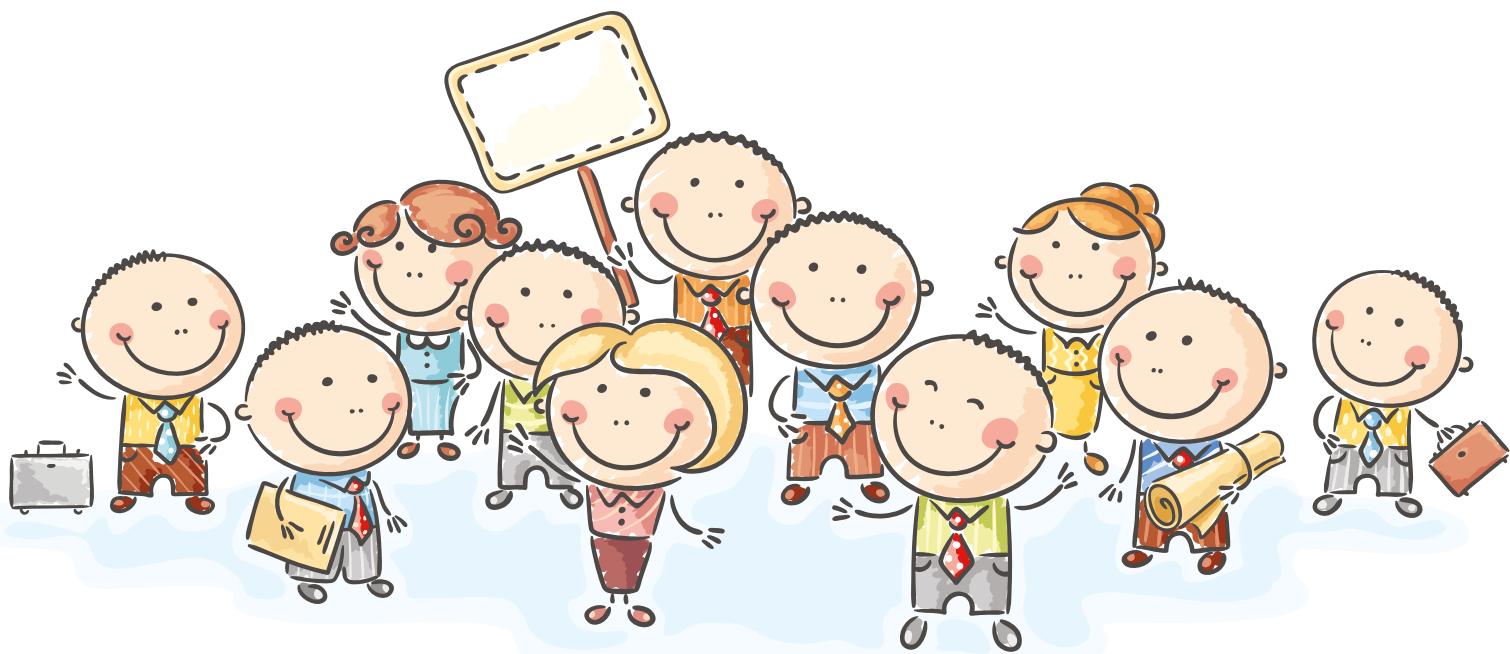
法定後見制度を利用することが適していると決まった場合は、

①誰が申立てるのか

②申立てのサポートの役割分担について

③どのような人が後見人等に適しているのか（家庭裁判所へ一任も可能）

の検討も行うことで、申立てがスムーズかつ後見人の役割が発揮されます。



法定後見制度の利用で成年後見人等※2がことができること

財産管理

- ★ 預貯金の払戻しや支払い、定期預金の管理
- ★ 不動産の処分や保険金受領、遺産分割協議

身上保護

- ★ 役所の手続きや各種申請
- ★ 介護保険、障がい福祉サービスの利用
- ★ 施設入所や入院手続き
- ★ 消費者被害など財産侵害への対応(契約の取り消し) など

相続人全員で遺産の分け方を話し合い、その内容を文書にまとめてトラブルを防ぐものです



※2 判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」のいずれかに医師が診断します。
後見人・保佐人・補助人とそれぞれ呼称が変わるため、総称して「後見人等」と表記しています。

◎法定後見制度には「後見」、「保佐」、「補助」の3種類の類型があります。

医師の診断や本人情報シート及び家庭裁判所による面談を経て家庭裁判所が審判します。

◎保佐もしくは補助類型・・・ご本人の財産管理や契約行為について保佐人もしくは補助人に代理権の付与が必要な場合は、申立ての際に本人の同意が必要です。

成年後見人等ができないこと



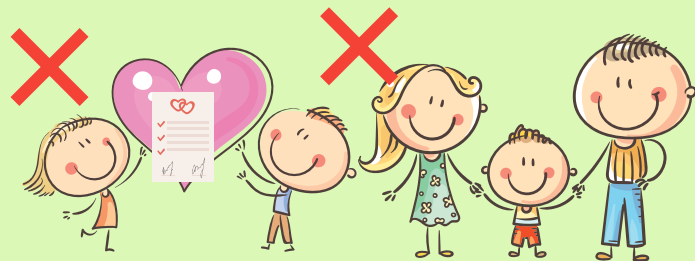
★事実行為

送迎、買物・掃除・洗濯等の家事、介護、介助など



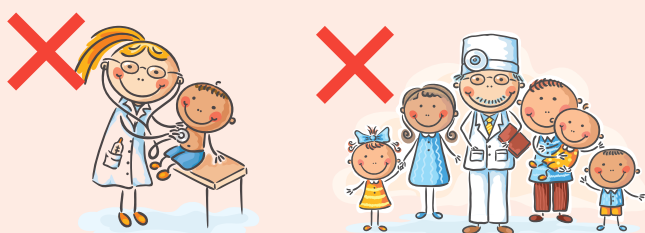
★身分行為

養子縁組、婚姻届や離婚届の提出、子の認知など



★医療行為に同意

手術・延命治療の同意や中止、臓器提供の意思表示など



★身元保証人や引受人など

支払い行為につながる保証人や身元引受人になることなど



法定後見制度の手続き



1. 申立人の決定
2. 本人情報シートの作成
3. 診断書取得
4. 後見人等候補者選定
5. 申立書類作成
6. 申立書提出・面談
7. 審理・審判
8. 審判確定

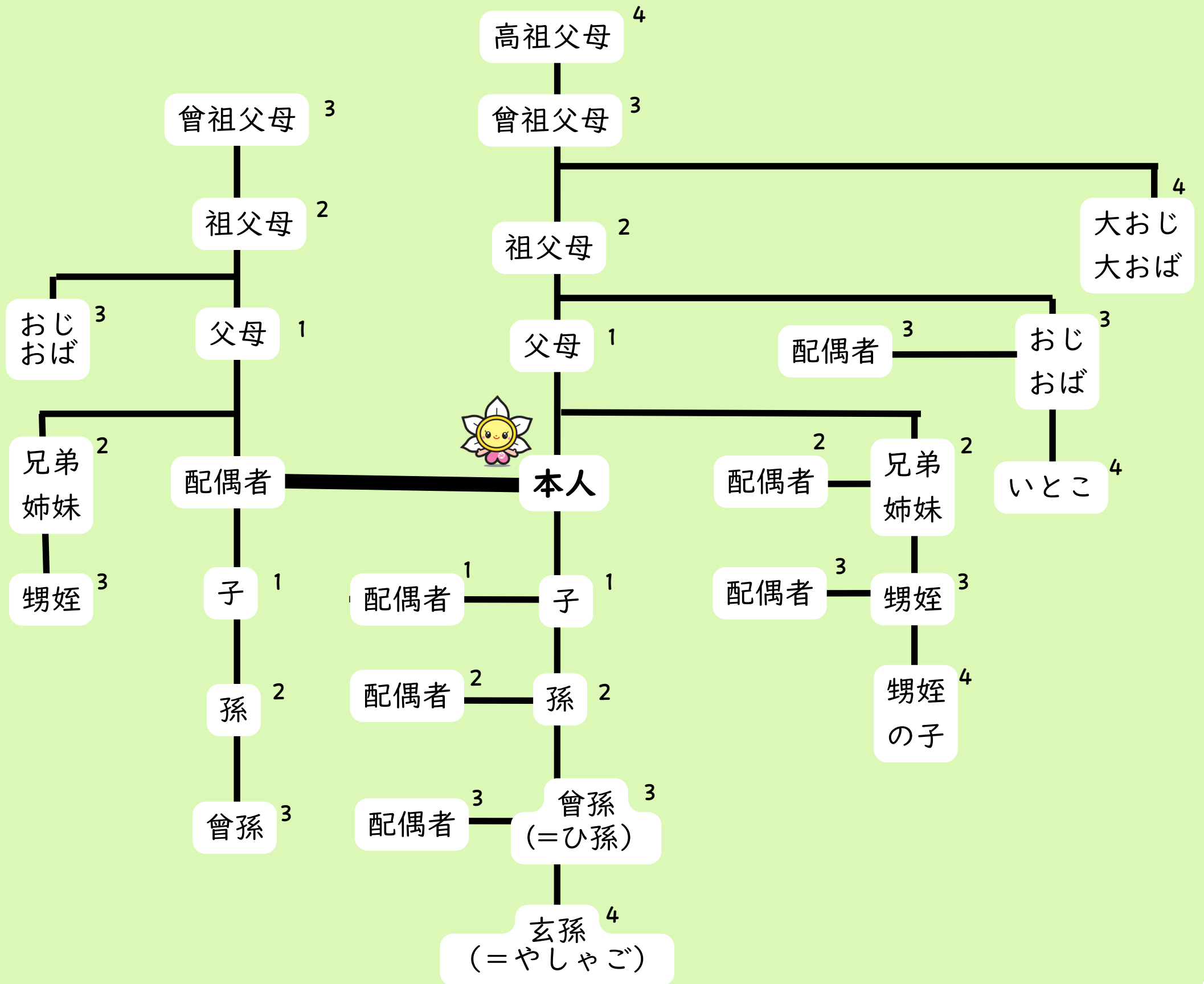


1.申立人の決定(申立人になれる人)

本人、4親等以内の親族 ※3、市町村長、検察官、補助人、
保佐人、成年後見人

※3 親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族を指します。

申立人となれる4親等以内の親族



本人申立・親族申立をする際の確認

本人申立は、ご本人に申立ての意思と申立ての能力があることが前提となります。

また、申立て後、家庭裁判所の調査官による面談がありますので、自らの財産管理をしてもらう人を選ぶ手続きを進めているということを理解している必要があります。

原則申立者が申立費用を負担となるため、親族申立の場合は親族が費用負担することを確認します。

申立書類に手続費用の上申欄があり、「手続費用については、本人の負担とすることを希望する」にチェックを入れると、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用の全部または一部について、家庭裁判所は本人の負担とすることを認める場合があります。

ご本人もしくは親族での申立てと決めたあとでも、何らかの事情により申立てが困難となった場合は、申立書類が作成できる弁護士または司法書士へ依頼、それでも難しい場合は市長申立など申立者の切り替えも視野に入れます。

成年後見制度の利用検討や申立てが滞っている場合

- 法定後見制度以外の方法はないのか？
- 申立書類の記入に自信がない・・・
- 申立人になれる人がいない

申立対象者が

●認知症または65歳以上の方

●障がいをお持ちの方

記入についてのサポート：
お住まいの地域包括支援センター
(26ページの地図参照)

**和泉市社会福祉協議会
地域包括支援センター**
(信太・富秋中学校区)
和泉市幸二丁目5番16号
☎ (0725) 40-5377

**ビオラ和泉
地域包括支援センター**
(和泉・郷荘中学校区)
和泉市和気町三丁目
4番24号
☎ (0725) 46-0463

**光明荘
地域包括支援センター**
(北池田・石尾中学校区)
和泉市伏屋町三丁目
8番1号
☎ (0725) 56-1886

**貴生会
地域包括支援センター**
(光明台・南池田・南松尾
はつが野・槇尾中学校区)
和泉市納花町330番地の1
☎ (0725) 58-7002

記入についてのサポート：
和泉市障がい者基幹相談
支援センター

**和泉市障がい者
基幹相談支援センター**
和泉市幸二丁目5番16号
☎ (0725) 40-4004



法定後見制度が必要となるのかそれ以外の資源があるのかを一緒に検討します。

申立人が必要書類を準備し、申立書類を作成することとなりますが、書類の多さで断念したくなる方もおられるようです。申立てがスムーズに行えるよう**地域包括支援センター及び和泉市障がい者基幹相談支援センター**では、**申立人が申立書類を作成するにあたりどこに記入すれば良いかなど書き方の支援を行っています（代行作成は行えません）。**

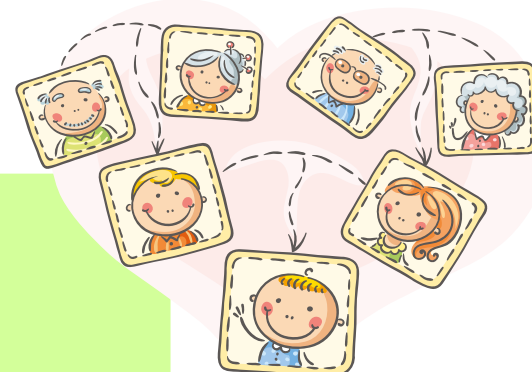
申立人が何らかの理由で申立ての手続きが進められなくなった場合は、申立書類の作成を行う弁護士または司法書士を紹介してもらえよう（別途弁護士や司法書士へ作成費用の負担があります）大阪弁護士会またはリーガルサポート大阪支部を案内したり、その他必要に応じて法テラスや市長申立の可能性を検討します。

市町村長による申立について

認知症や障がいにより判断能力が不十分な方で、身寄りがない、あるいは親族による協力が得られないなどの理由により、後見人等が必要であるにもかかわらず申立てを行うことが難しい場合があります。

このようなとき、市長が本人に代わって家庭裁判所に成年後見制度の利用を申立てることができます。

「自分や周囲で申立てができる人がいない」「親族が遠方で動けない」等で利用申立ての準備が滞っている場合は、まずは相談窓口へご相談ください。



認知症または65歳以上の方：お近くの地域包括支援センター

障がいをお持ちの方：和泉市障がい者基幹相談支援センター

2.本人情報シートの作成



医師が診断書を作成する際の資料となります(原本お渡し)。

家庭裁判所の申立用にコピーが1部必要です。

本人情報シートは、ご本人を日頃から支援し状態を把握している支援者が、ご本人の生活状況等に関する情報を記載します。

医師や家庭裁判所が判断能力について診断する際やご本人に必要な支援を考えるための資料として活用します。

法定後見制度を利用することでどのように生活状況が変わるのか、ご本人にどのようなメリットがあり地域の支援者がどのような支援をチームで行おうとしているのか等も記載することで今後の支援の展開が分かり判断しやすいようです。



3.診断書取得

原則どの診療科目でも診断可能ですが、数回受診が必要な場合があります。

かかりつけ医などに事前にお問い合わせください。

診断書の作成を主治医に引き受けてもらえない場合は、精神科などの他の医師に依頼していただくことも可能です。

診断書の作成を依頼する際に渡すもの

- ☐ 診断書の書式(成年後見制度用)
- ☐ 診断書(成年後見制度用)の作成に当たって
- ☐ 鑑定についてのおたずね
- ☐ 本人情報シート(原本)

※診断書の有効期限は3か月です。申立てまで速やかに他の書類作成が必要です。

4.後見人等候補者選定



候補者がいなければ、家庭裁判所に一任することもできます。申立人が希望する候補者が必ずしも選ばれるわけではありません。

【主な後見人の特性】

親族後見人	家族として日常的に支え、本人の状況をよく理解している場合に適する
市民後見人	後見類型かつ親族対応や高額な財産(1,200万円程度)管理がなく、きめ細やかな身上保護が必要(週1回程度)な場合に適する
弁護士	親族間対立・財産複雑・虐待など紛争解決や遺産分割調停など裁判手続きが必要な場合に適する
司法書士	紛争性のない遺産分割協議・登記手続きの場合に適する
社会福祉士	生活全般の課題に対しての対応が必要な場合に適する
法人	複数の職員が円滑に対応するので、長期の関わりが必要な場合に適する

市民後見人の検討

- 市民後見人は市長申立となります。後見類型のみ候補者として選任されます。
- 後見人候補者を検討するにあたり、専門職後見人の役割が落ち着いたあとに市民後見人へリレーができるのかの検討もお願いします。

和泉市で市民後見人になるには

大阪府社会福祉協議会が主催する「市民後見人養成講座」の受講が必要です。

(例) 令和7年度の流れ

オリエンテーション

市民後見人とは何かを学びます。

▼応募

基礎講習（4日間）

大阪市・岸和田市の2会場で開催しました。
成年後見制度の基礎等を学びます。

▼選考面接(バンク登録の意思等を確認します)

実務講習（5日間）
＋フォローアップ講習（動画）
＋施設実習（1～2日間）

グループワークと施設実習を行い、後見活動の実践的な知識を学びます。加えて、後見人として知っておきたい周辺知識を動画講義で受講します。

▼選考面接(実務講習の受講意思を確認します)

市民後見人バンク登録

養成講座修了の翌年度4月1日（令和7年度の場合は令和8年4月1日）付けてバンク登録となります。
家庭裁判所から選任される可能性がある場合は、
大阪府社会福祉協議会から連絡が入ります。

基礎講習の受講要件 次の①～⑥すべてに該当する方のみ対象となります。

- ①和泉市に在住または在勤の方
- ②原則としてオリエンテーションに参加し、講座の趣旨をご理解・ご賛同いただいた方
- ③養成講座の年度末（養成講座が令和7年度の場合は令和8年3月31日）現在の年齢が、
25歳以上70歳未満の方
- ④次のいずれにも該当しない方
 - （1）後見業務の養成研修を有する団体（専門職団体等）に所属している方
 - （2）現に、親族以外の方の後見人として活動している方
- ⑤原則として、基礎講習のすべての日程（4日間）に参加し、すべての科目を受講できる方
- ⑥成年後見制度や社会福祉活動に理解と熱意をもち、市民後見人として活動する意志のある方

5. 申立書類作成



家庭裁判所のホームページや申立セットに記載されています。

※親族の範囲や財産など、分かる範囲で記入します。

特に財産や年間の収支報告は後見人等の報酬試算の参考にもなりますので、できるだけ記入をお願いします。

年1回しかない収入や支出も分かる範囲で記入が必要です。

※記入について困った場合には、地域包括支援センターや和泉市障がい者基幹相談支援センターへご相談ください。

本人の判断能力についてより正確に把握する必要があると判断された場合は、医師による精神鑑定も必要となります。

6. 申立書類提出・面談・鑑定

判断の低下が後見類型ほどではない場合は、家庭裁判所がご本人と申立者、選任候補者などと面談を行います。

ご本人が利用を拒否した場合は、利用は難しいです。

後見類型の場合、面談が省略される場合もあります。



和泉市を管轄する家庭裁判所は、**大阪家庭裁判所岸和田支部**です。

〒596-0042
岸和田市加守町4-27-2
大阪家庭裁判所岸和田支部後見センター
☎072-441-6804

申立書類の提出は、
直接持参または郵送が可能です。

書類の持参やお問合せ受付時間
平日の午前9時～午後0時
午後1時～午後5時

7. 審理・審判

後見等開始と後見人等選任の審判書が家庭裁判所から届きます。



不服申立期間（即時抗告期間）

成年後見人

被保佐人および保佐人

被補助人および補助人

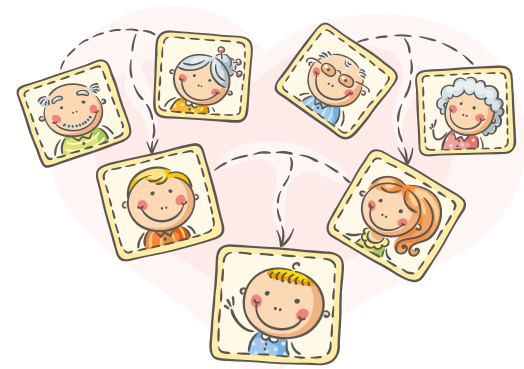
が審判書を受領した日

複数ある場合は、最も遅い日から**2週間**

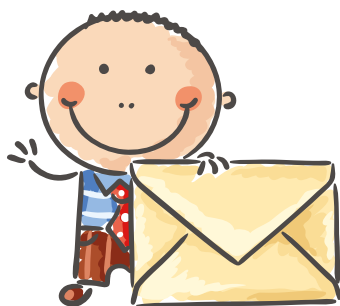
不服申立できる人

不服申立ができる人は、申立人となっていない

- ・ご本人
- ・配偶者
- ・四親等内の親族等（任意後見の場合除く）



8. 審判確定



審判書受取

2週間経過



後見人等として職務開始

※審判確定すると、家庭裁判所は法務局長官へ登記の嘱託します。
(嘱託から登記まで1～2週間)。

※後見人等が職務を開始すると、後見人等報酬が発生します。
また、監督人も選任される場合は、監督人報酬も発生します。
いずれも家庭裁判所が報酬額を決定します。

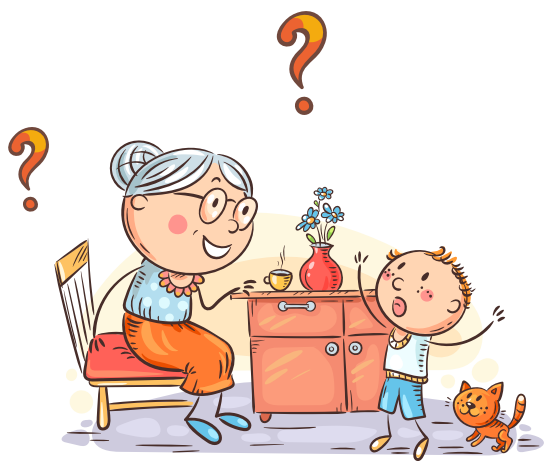
後見人等であることの身分証明書として、後見人等は登記事項証明書を取得します。
保佐人・補助人であれば、登記事項証明書に代理行為目録や同意行為目録などがあります
ので、これらの**コピーをいただく**ことで何の代理ができるのか権限の確認ができ、役割分担
などスムーズな連携を取ることが可能になります。

任意後見制度



任意後見制度は、判断能力があるうちに前もって判断能力が不十分になった際に備えて財産管理や療養看護に関する事務などを代理してもらう内容と誰にさせていただくかを決めて契約を締結します。

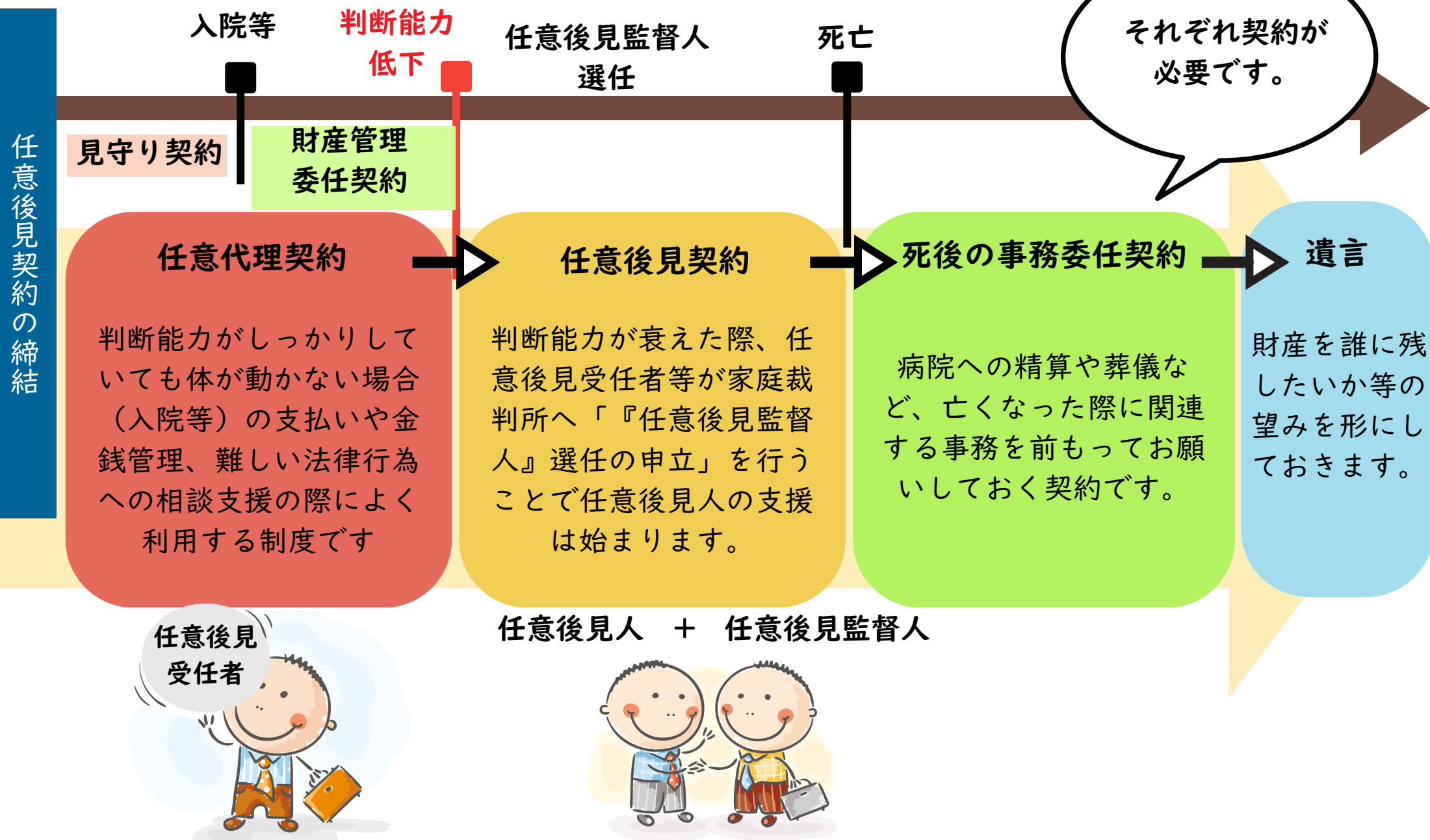
任意後見契約は、本人の判断能力が低下し家庭裁判所が任意後見監督人を選任して初めて効力が生じ、この時に選んだ人が任意後見人となります。



認知症などが
進んだ



「ご本人の**判断能力が不十分になっても**
任意後見監督人選任申立を行わずに金銭管理の代理人契約のまま
財産管理を行う」という形での**悪用例**が出ているようです！
任意後見人は、信頼できる人にお願ひしましょう。



任意後見監督人が選任されたときから、任意後見受任者は正式に**任意後見人**となります。

任意後見契約が発効すると、任意後見人に加えて任意後見監督人に家庭裁判所が定めた報酬費用が毎月発生します。

任意後見契約の流れ

判断能力があるうちに後見人を自分で選ぶ

《任意後見人になれる人》

法律で定められた欠格事由 ※6 に該当しない人であれば、だれでも任意後見人になることができます。

親族・知人・専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士)・社会福祉法人などの法人を任意後見人にすることもできます。

※6 欠格事由：未成年者・破産者など（民法第847条）



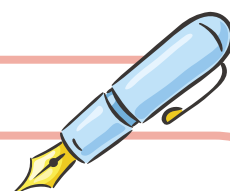
委任する内容を決める

どんな代理をしてもらうか、報酬をいくらにするのかなどを任意後見受任者(将来任意後見人になる人)との話し合いにより、決めます。



任意後見契約の締結・登記

ご本人と任意後見受任者が公証役場で任意後見契約を結びます(公正証書の作成)。



本人の判断能力低下▶申立て・面談・審問

ご本人の判断能力が十分でなくなったときに、家庭裁判所へ任意後見監督人の申立てを行います。

申立てをすることができる人

⇒本人・配偶者・4親等以内の親族・任意後見受任者

※ご本人が意思表示できない場合を除いて、原則ご本人の同意のうえで申立てをします。



審判・登記

家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。

審判確定後、家庭裁判所が法務局に後見登記の登録を依頼します。

見守り契約

※いずれも判断能力の低下がない場合のみ利用可能

財産管理委任契約

任意後見契約開始

任意後見人であることの身分証明書として、任意後見人は登記事項証明書を取得します。
登記事項証明書にある代理行為目録に何の代理を任されているのか権限の確認ができますので、**コピーをいただく**ことで役割分担などスムーズな連携を取ることができます。

任意後見契約の利用を検討している場合

任意後見契約の締結は、公証役場で公正証書の作成が必要となりますが、公証役場では確実に作成すると決めた方を受け付けするそうです。

利用検討の有無や制度を詳しく知りたい方は、地域包括支援センターや和泉市障がい者基幹相談支援センターを通じて成年後見制度に精通している専門家に相談することをおすすめします。

ご本人が

◎認知症または65歳以上の方

◎障がいをお持ちの方

相談先：お住まいの地域包括支援センター
(26ページの地図参照)

**和泉市社会福祉協議会
地域包括支援センター**
(信太・富秋中学校区)
和泉市幸二丁目5番16号
☎ (0725) 40-5377

**ビオラ和泉
地域包括支援センター**
(和泉・郷荘中学校区)
和泉市和気町三丁目
4番24号
☎ (0725) 46-0463

**光明荘
地域包括支援センター**
(北池田・石尾中学校区)
和泉市伏屋町三丁目
8番1号
☎ (0725) 56-1886

**貴生会
地域包括支援センター**
(光明台・南池田・南松尾
はつが野・槇尾中学校区)
和泉市納花町330番地の1
☎ (0725) 58-7002

相談先：和泉市障がい者基幹
相談支援センター

**和泉市障がい者
基幹相談支援センター**
和泉市幸二丁目5番16号
☎ (0725) 40-4004



任意後見契約とよく併用される契約

任意後見契約だけでは対応しきれない老後の備えとして、判断能力のあるうちから見守りから死後までを段階的にサポートをしてもらえるよう「見守り契約」「財産管理等委任契約」「死後事務委任契約」の併用が効果的です。

見守り契約

任意後見受任者がご本人の様子を定期的に訪問または電話連絡などで確認し、変化に早く気づくことで孤立の防止などを早期に察知し、早めに対応することができます。

また、適切なタイミングで任意後見の手続きに移ることができるよう支援するので、任意後見契約の前段階として同時に締結することが望ましいとされています。

まだまだ元気な時



身体がしんどく
なってきた時

任意代理契約

(財産管理等委任契約)

判断能力は十分にあるが身体的に厳しい場合などに財産管理や金融機関との取引、介護サービスの利用契約などを依頼する契約です。

死後事務委任契約

ご本人が亡くなった後に行う事務手続を委任する契約です。事前に希望した内容を迅速に代行します（葬儀、永代供養、逝去後の諸手続き、家財道具の処分、周囲への逝去報告など）。

亡くなった後

遺言

遺言には、2種類があります。

自筆証書遺言：一定のルールのもと、自分で自由に作れます。

自筆証書遺言書保管制度(法務局で保管・3,900円)を利用することで、紛失や盗難を防ぐことができます。

公正証書遺言：公証役場において、公証人が関与し作成します。

原本も安全に保管されるため信頼性が高い方式です。

望みを残したい時



認知症または65歳以上の相談窓口

※お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください

ビオラ和泉
地域包括支援センター
和気町三丁目4番24号
電話:46-0463

和泉市社会福祉協議会
地域包括支援センター
幸二丁目5番16号
電話:40-5377

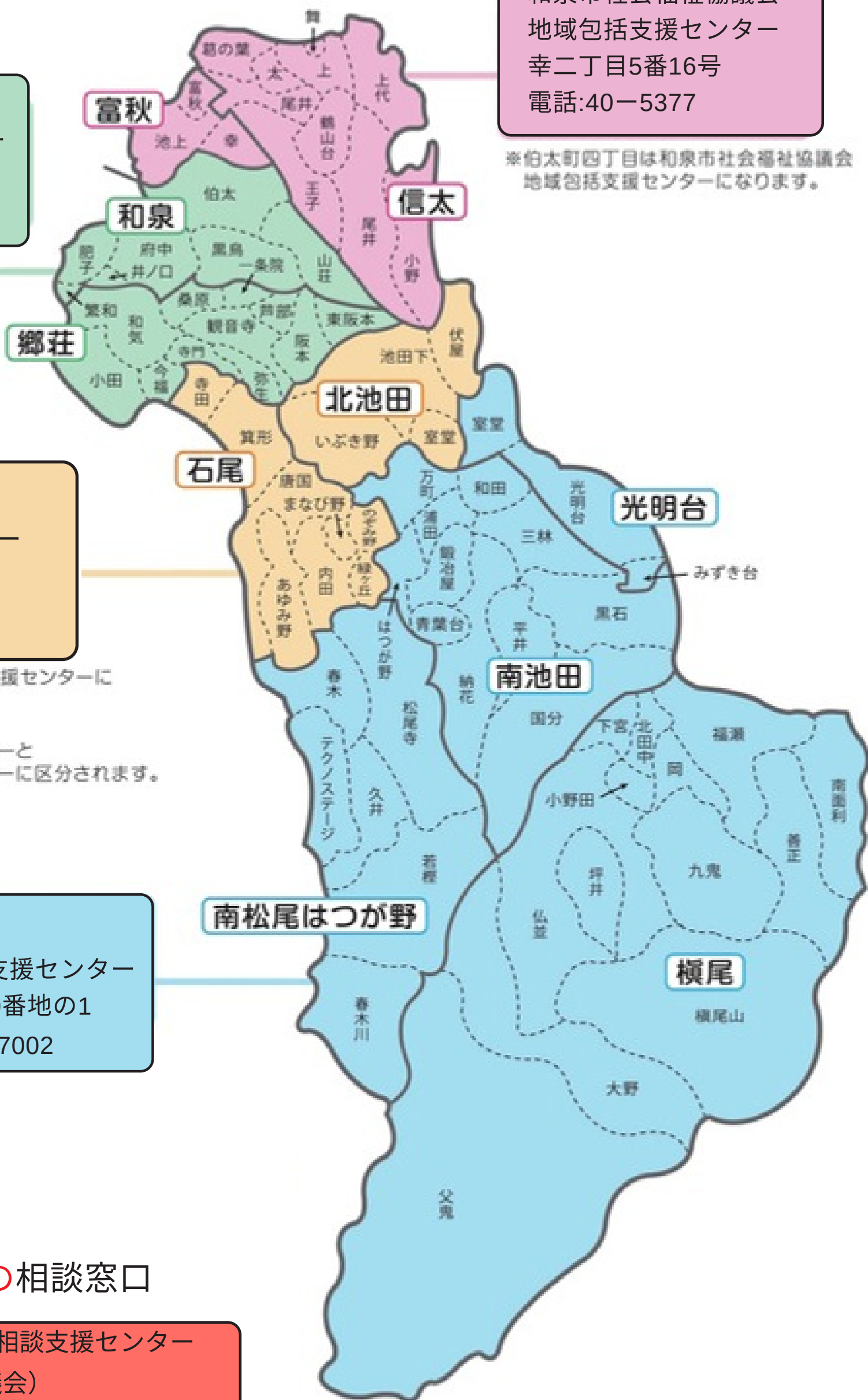
※伯太町四丁目は和泉市社会福祉協議会
地域包括支援センターになります。

光明荘
地域包括支援センター
伏屋町三丁目8番1号
電話:56-1886

※寺田町は光明荘地域包括支援センターに
なります。

※室堂町は一部、
貴生会地域包括支援センターと
光明荘地域包括支援センターに区分されます。

貴生会
地域包括支援センター
納花町330番地の1
電話:58-7002



障がいがある人の相談窓口

和泉市障がい者基幹相談支援センター
(和泉市社会福祉協議会)
幸二丁目5番16号
電話:40-4004

※和泉市内全域の人がご相談できます



市民後見人・親族後見人等の相談窓口

いずみ成年後見人サポートセンター（和泉市社会福祉協議会）

住所：大阪府和泉市幸二丁目5番16号

☎：(0725)45-3150

受付時間：平日の午前9時～午後5時

親族後見人等として既に後見活動をされている方は
専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)による
無料相談会（専門相談）がありますので、ご活用ください。

専門相談（予約制）

毎月第3木曜日・①午後2時～②午後3時～

会場：和泉市立北部総合福祉会館

大阪府和泉市幸二丁目5番16号

平日の5営業日前までに
予約してください



市民後見人との連携にご協力をお願いします

市民後見人は、社会福祉活動に理解と熱意がある市民が所定の養成講座で成年後見制度に関する知識や技術・姿勢を学び、地域福祉活動として報酬を前提としない後見活動に取り組んでいます。週1回程度訪問してご本人との関係づくりに努めます。

後見活動が円滑に行えるよう、行政・社会福祉協議会・専門家（弁護士・司法書士・社会福祉士）がサポートします。養成講座受講中の施設実習や市民後見人として活動する際には、支援者の皆さまからも熱意への温かい声掛けや前回訪問時からのご本人の情報提供など、市民後見人との連携にも努めていただくことでモチベーションの維持にも繋がりますのでご協力をお願いします。

